

令和6年度 松本深志高校 飲酒運転防止のための確認事項

1 酒席に先立って

- ・ 酒席会場には、原則として自家用車では参加しない。
- ・ 運転代行での帰宅予定者については、飲酒前に運転代行を予約する。
- ・ 運転代行での帰宅予定者については、原則として2次会以降の参加を認めない。(2の(2)にある乗車を確認する者が同行する場合は認めることがある)
- ・ 飲酒の習慣がない教職員(体質的に飲酒できない等)は上記の限りではない。

2 酒席に際して

(1) 開会に先立ち実施

- ・ 管理職(いない場合は幹事)は自家用車で会場に来ている者について確認し、その者について飲酒の有無、帰宅方法について確認する。
- ・ 管理職(いない場合は幹事)は運転代行での帰宅予定者について、その予約状況を確認する。

(2) 酒席終了時実施

- ・ 管理職(いない場合は幹事)は帰宅方法について、改めて全員に確認をする。
- ・ 運転代行での帰宅予定者については、代行車への乗車を管理職(いない場合は幹事)が駐車場等で確認する。

3 対象となる酒席

- ・ 学校全体及び学年会、教科会の酒席等、勤務場所から直接酒席会場に向かうもの。